

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 4 年(2022 年)10 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 10 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】Y1 運営の住宅型有料老人ホームに入居し Y2 から訪問介護サービスを提供されていた B が窓から転落して負傷しその後死亡したため、亡 B の相続人 X らは Y らの安全配慮義務違反、工作物責任を主張し損害賠償を請求したが請求が棄却された事案(令和 3 年 4 月 21 日福岡高裁)

参照条文等:民法(平成 29 年法律第 44 号改正前)415 条前段、民法 719 条 1 項、717 条 1 項

キーワード:老人ホーム 安全配慮義務違反 工作物責任 賠償請求

【2】DV 等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置を申し出、その延長を繰り返してきた元妻に対し元夫が 3 回目 4 回目支援措置の延長は要件を欠いて不当として損害賠償を請求し、認容された事案(令和 3 年 4 月 22 日名古屋高裁)

参照条文等:民法 709 条、710 条

キーワード:住民基本台帳 支援措置 延長

【3】保育所の園児らが出す騒音によって平穩に生活を送る権利が侵害されているとして X らが騒音の差止と不法行為に基づく損害金の支払を求めた事案で、保育園側の取組みにより騒音は抑制され、受忍限度を超えるものではなくなったとして X らの請求を棄却(令和 2 年 6 月 18 日東京地裁)

参照条文等:民法 709 条、環境基本法 16 条、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 136 条

キーワード:保育園 騒音 受忍限度

【4】A は子 Y に A 名義の土地の 3 分の 1 を相続させ、Y はその他の子に相続負担金を支払うとの遺言をしたことから、A の死後その他の子らが Y に負担金の支払を求めたが、Y は「目的の価額」を超えない限度で負担した義務の履行責任を負うとして請求を認容した(令和 3 年 9 月 29 日大阪地裁)

参照条文等:民法 1002 条 1 項

キーワード:相続負担金 遺言 目的の価額

【5】レッカー搬送事業者 X は故障車を自動車修理工場 A への搬送を Y から依頼され、同工場が営業終了していたため X の事業所に運び、翌々日 A に搬送したところ、B 保険会社に搬送費用の支払を拒否されたため Y に支払を求め、その請求が認められた事例(令和 3 年 1 月 14 日堺簡裁)

参照条文等:商法 512 条、貨物自動車運送事業法 3 条、民法 90 条

キーワード:故障車 翌々日の搬送 搬送費用

【6】被相続人の叔父と従姉妹がそれぞれ特別縁故者に当たるとして相続財産の分与を申し立て、その請求が条件付きで認容された事例(令和 3 年 3 月 29 日山口家裁周南支部)

参照条文等:民法 958 条の 3

キーワード:特別縁故者 相続財産の分与 叔父 従姉妹

(商事法)

【7】上場会社 Y の発行済株式の 37.69%を保有する X が、Y の取締役会決議に基づく第三者 Z に対する普通株式 231 万株の新株発行の差止めを求める仮処分の申立てをしたところ申立てが却下されたため、これを不服として X が即時抗告したが同抗告が棄却された事例(令和 4 年 2 月 10 日大阪高裁)

参照条文等:会社法 210 条

キーワード:新株発行の差し止め 仮処分 即時抗告

【8】会社法 433 条 2 項 3 号の拒絶事由があるというためには当該株主が当該会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営む者であるなどの客観的事実が認められれば足りるとし、会計帳簿等の閲覧及び謄写を求めた請求に対し上記の拒絶事由があったとした事例(令和 3 年 12 月 16 日東京地裁)

参照条文等:会社法 433 条 2 項 3 号

キーワード:拒絶事由 帳簿等の閲覧および謄写 競争関係にある事業を営む者

(知的財産)

【9】発明の名称を「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」とする特許権を有する控訴人が、被控訴人らによるプログラムの生産等の差止め等の請求を棄却した原判決について控訴したところ、原判決が取り消された事案(令和 4 年 7 月 20 日知財高裁)

参照条文等:特許法 2 条、68 条、100 条

キーワード:生産等の差し止め 特許権 コメント表示方法

【10】発明の名称を「医薬」とする特許権を有する控訴人が、被控訴人に対する特許権侵害に基づく損害賠償の請求を棄却した原判決を不服として控訴。請求項に係る本件訂正により本件発明の進歩性欠如が解消されたとはいえないとして控訴を棄却(令和 4 年 9 月 21 日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 2 項、民法 709 条

キーワード:発明 進歩性欠如

【11】本件商標の不使用取消審判の請求が特許庁により不成立とされたため、原告がその取消を求める本件訴訟を提起したが、本件商標の通常使用権者(被告の投資信託の販売会社)が要証期間内に日本国内において本件商標と社会通念上同一の商標の使用をしていたとして、原告の請求が棄却された事案(令和 4 年 9 月 28 日知財高裁)

参照条文等:商標法 50 条 1 項、2 条 3 項 8 号

キーワード:投資信託 通常使用権 黙示の許諾

【12】原告発行の新聞の記事を被告がスキャンして画像データを作成し社内イントラネット用の記録媒体に保存し、被告従業員が同画像データを閲覧できるようにしたことが原告の複製権及び公衆送信権の侵害に当たるとして損害賠償を求め、請求が認容された事例(令和 4 年 10 月 6 日東京地裁)

参照条文等:著作権法 15 条 1 項、21 条、23 条

キーワード:新聞記事 掲載 社内イントラネット

(民事手続)

【13】マンション建替事業施行者が円滑化法 76 条 3 項に基づく補償金の供託義務を負う場合において、補償金の支払請求権に対する差押の競合が生じた場合は施行者は同項及び民事執行法 156 条 2 項を根拠法条とする混合供託をしなければならないと判示(令和 4 年 10 月 6 日最高裁)

参照条文等:マンションの建替え等の円滑化に関する法律 76 条 3 項、民事執行法 156 条 2 項

キーワード:補償金 供託 差押えの競合

【14】民事執行法 197 条 1 項 2 号に該当する事由があるとしてされた財産開示手続の実施決定に対する執行抗告において請求債権の不存在又は消滅を執行抗告の理由とすることはできないと判示(令和 4 年 10 月 6 日最高裁)

参照条文等:民事執行法 197 条 1 項 2 号

キーワード:財産開示手続 執行抗告 請求異議

【15】XY 間で X が監護する長男長女と Y とを毎月面会交流させる調停が成立したが、履行しないとして不履行 1 回につき 10 万円を支払う間接強制を Y が申し立てた。原審は 1 回 4 万円の支払を命じたが、本決定は代替交流が実施されたことや不実施が 1 回のみであること等から、間接強制は過酷執行に当たるとして原決定を取り消し、Y の申立を却下(令和 3 年 8 月 2 日大阪高裁)

参照条文等:民法 766 条 1 項、家事事件手続法 268 条 1 項、民事執行法 172 条 1 項

キーワード:面会交流 間接強制 過酷執行

(公法)

【16】適応障害と診断され部活動の練習の負担軽減等の配慮を求めたにもかかわらず教諭らによる配慮義務違反により心身症や PTSD を発症し転校を余儀なくされたなどとして中学生とその両親が損害賠償を求めた事案。原審は請求を棄却したが本判決では中学生の請求を一部認容(令和 3 年 2 月 10 日福岡高裁)

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、民法(平成 29 年法律第 44 号改正前)415 条前段

キーワード:適応障害 配慮義務違反

【17】代表取締役 A が一人株主の株式会社 X が A に支給した役員給与全額を損金に算入し法人税等の確定申告をしたところ、税務署長から「不相当に高額な部分」があるとして更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため X がその取消しを求めたが、請求が棄却された事例(令和 2 年 1 月 30 日東京地裁)

参照条文等:法人税法(平成 28 年法律第 15 号改正前)34 条 2 項、法人税法施行令(平成 29 年政令 106 号改正前)70 条 1 号

キーワード:役員給与 不相当に高額

【18】子らの在留の利益が両親の違法在留の継続を前提としない自立した個人の利益として評価できるなら従前の在留の違法性故にその要保護性を大幅に減じられることはないと判示し、長女(大学 1 年生)、二女(高校 2 年生)、三女(中学 2 年生)のうち長女と二女に在留特別許可をするよう命じた事例(令和 3 年 11 月 24 日東京地裁)

参照条文等:出入国管理及び難民認定法 49 条 1 項・3 項、50 条 1 項、行政事件訴訟法 3 条 4 項、37 条の 2 第 5 項

キーワード:在留特別許可 在留利益の要保護性 両親の違法在留

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】福岡高判令和3年4月21日 判例時報2526号39頁

令和2年(ネ)第163号 損害賠償請求控訴事件 控訴棄却(確定)

本件は、Y1が運営する住宅型有料老人ホーム(本件施設)に入居し、Y2から訪問介護サービスの提供を受けていた亡B(当時89歳、認知症)が居室の窓から転落して傷害を負い(本件事故)、その後死亡したことについて、Xら(亡Bの相続人)がYらに対して、安全配慮義務違反の債務不履行又は共同不法行為に基づき、Y1に対しては、工作物責任に基づき、治療費、慰謝料、弁護士費用等の損害賠償請求を求めた事案である。

一審は、亡BとY1との契約は、本件施設及び本件居室の利用と健康管理及び食事等の生活支援サービスの提供を内容とするものにすぎず、Y1は常に入居者の身体等の危険を予見、防止すべき注意義務を負うものではなく、亡BとY2との契約は、介護サービスの内容及び利用回数等に応じて料金が定められるもので、サービス提供時以外を含めて常に利用者に対して安全配慮義務を負うものではない等を理由に安全配慮義務違反を否定し、事故当時、居室の窓のストッパーが使用されていなかったことは、工作物の瑕疵に当たらないとして、いずれの請求も棄却したため、Xらが控訴したが本判決も一審は相当であるとして控訴を棄却した。

参照条文等:民法(平成29年法律第44号改正前)415条前段、民法719条1項、717条1項

【2】名古屋高判令和3年4月22日 判例時報2526号29頁

令和2年(ネ)第701号・826号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴、一部変更(上告・上告受理申立て(上告棄却・不受理))

本件は、Xが、元妻YからDVの加害者であるとして、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれに準ずる行為の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置(以下、支援措置)の申出をされ、当該市町村においてXからの住民票等の写しの交付申請を拒否する措置が講じられ、その後も支援措置の延長が行われているところ、Yが支援措置の要件を欠くことを認識し又は認識し得たにもかかわらず、3回目及び4回目の支援措置の延長の申出をしたことは不法行為に該当し、それによりXの自尊感情及び社会的評価が棄損されたと主張して、Yに対し、損害賠償を求めた事案であり、原審は、Yは支援の必要性がないことを容易に知ることができたのにあえて各延長の申出をしたと認定し、それは不法行為に該当する旨判示し、2回の延長の申出につき、それぞれ慰謝料5万円、弁護士費用5000円の計11万円の請求を認容したため、Yが控訴、Xが附帯控訴した。

本判決は、支援措置の実施により、Xが現実に不利益を被るという事態は想定し難い、Yによる支援措置の申出に不正な目的があったと認められない等の事情を考慮して、損害額を減額し、2回の延長申出につき、それぞれ慰謝料2万円、弁護士費用5000円の計5万円の限度で認容した。

参照条文等:民法709条、710条

【3】東京地判令和2年6月18日 判例タイムズ1499号220頁

平成24年(ワ)第24852号 騒音差止等請求事件(請求棄却、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/855/089855_hanrei.pdf

平成19年4月開設の認可保育所の南東側隣接地所在(境界線との距離1m未満)の建物に居住するXらは、保育所を運営するYに対し、園児らの園庭利用等の際の騒音によって平穩に生活を送る権利が侵害されているとして、人格権に基づき、日中につき境界線上において45デシベル(東京都の条例に基づく規制基準)を超える騒音の差止を求めるとともに、不法行為に基づく損害金(騒音がなくなるまでX1、X2につき1か月10万円、平日午前中不在のX3につき同3万円の割合)の支払を求めた。

本判決は、境界線上の日中の騒音レベルはもともと上記基準値を上回る傾向があったこと、騒音は減少傾向にあり平成 25 年以降は窓を閉塞した部屋の中央付近で 45 デシベル程度であること、Y は近隣住民の苦情も踏まえ園庭の使用法を含めて種々の取り組みをしてきたこと、平成 27 年 11 月以降はプール遊びのある 7 月 8 月以外は 1 日 30 分程度以下で月間使用数日数も 15 日前後以下であったこと、現在は騒音レベルが抑制されており X からも現状が継続されるのであれば受忍限度を超えるものではないと認識していること等から、保育所から生じる音は一般社会生活上受忍すべき限度を超えているとは認められず、違法な権利等の侵害にあたらぬとし、X らの請求を棄却した。

参照条文等:民法 709 条、環境基本法 16 条、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 136 条

【4】大阪地判令和 3 年 9 月 29 日 判例タイムズ 1499 号 195 頁

令和 2 年(ワ)第 4976 号 代償金請求事件(一部認容、控訴)

X1 ないし X3、F、B、X7 及び Y は A の子であるところ、A は、Y に対し A 名義の土地の 3 分の 1 を相続させ、相続する負担として X1 ないし X3 に各 500 万円、F、B 及び X7 に対し各 1000 万円の支払う旨の公正証書遺言をし、その後、FB が死亡したため、F の子 2 名に各 500 万円、B の子 X4 に 3,333,334 円、X5 及び X6 に各 3,333,333 円を支払う内容に変更した。

上記土地には D 社所有の賃貸マンションがあり、D 社の代表取締役は Y、他の取締役は Y の配偶者と子、株式のうち 160 株を Y、各 20 株を A と Y の配偶者が保有している。

A 死亡後、X1 ないし X7 が、Y に対し、遺言に基づき負担金を支払うよう求めた。

本判決は本件の「相続させる」趣旨の遺言は遺贈ではなく遺産分割方法の指定であるとしたが、同遺言は遺産のうち特定の財産である上記持分に限定しており、負担は相続人間の公平を図る趣旨に基づくものであってこれを超えて持分の価額にかかわらず遺言による相続分の指定によって相続分を変更させる意図まで有していたことはうかがわれず、民法 1002 条 1 項の類推適用により Y は「目的の価額」を超えない限度においてのみ負担した義務を履行する責任を負うと判示し、遺言当時の上記土地の地価や、A は D 社を Y の会社と認識していたと解されること等から、A は D 社の借地権を考慮せずに負担を設定したとして借地権価額を控除しないものを「目的の価額」とし、X1 ないし X3 に各 3,528,359 円、X4 ないし X6 に各 2,352,239 円、X7 に 7,056,718 円の範囲で Y の支払義務を認めた。

参照条文等:民法 1002 条 1 項

【5】堺簡判令和 3 年 1 月 14 日 金法 2195 号 67 頁

令和元年(ハ)第 806 号 レッカー搬送費用支払請求事件(請求認容)

有償運送許可(道路運送法 78 条 3 号)を得てレッカー搬送事業を営んでいた X は、自動車修理業者 A を通じて、Y から、故障車(本件車両)を故障現場の道路から A の自動車修理工場に搬送することを依頼されたが、A の修理工場の営業が既に終了していたため、Y から、X に対し、いったん本件車両を X に預け、改めて A の修理工場に搬送してもらうよう申し入れ、X は、これを承諾して、故障車を故障現場から X の事業所の駐車場に搬送(本件一次搬送)し、同所でいったん保管した後、翌日が A の修理工場の休業日であったことから、翌々日に A の修理工場に搬送(本件二次搬送)した。

X は、B 保険会社に対し、原告の料金表に従って算定した本件車両の搬送費用を請求したが、B 保険会社は、本件搬送費用のうち、本件一次搬送費用は JAF 非会員料金と比べて著しく高額であり、相当な金額とはいえないとして、JAF 非会員料金相当額を認定し、本件二次搬送費用は、有償運送許可の範囲外であり、貨物自動車運送事業法 3 条に違反する違法な業務であるとして、支払うべき費用額を 0 円と認定した。そこで、X が Y に対し、商法 512 条に基づき、搬送費用の支払を求めて訴訟を提起したのが本件である。

本判決は、本件各搬送費用について、X の料金表に従って算定されたものであるところ、およそ有償運送許

可を受けた業者が、あらかじめ設定した料金に従って算定し、請求する金額は、総じて市場を反映したものであるから、特段の事情がない限り、相当な金額と認めるのが相当であり、本件搬送契約締結の際に X の料金表が Y に提示されていなかったとしても、Y が依頼した作業内容に照らせば、契約当事者としての Y の意思に反するとはいえず、近畿地方の大手レッカー会社の一般料金と比較しても、相当性を欠いた金額ともいえないと判示した。また、有償運送許可で搬送できる搬送区間は「道路上の現場から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等まで」とされているところ、有償許可制度のもとにおいて、やむを得ない事情がある場合には、二次搬送も許容される余地があるというべきであり、本件搬送時が夜間であり、Y が指定した A の修理工場の営業が終了していたため、同所へ直接搬送できなかったという事情が認められる本件については、本件二次搬送が有償運送許可の範囲外であるとして、貨物自動車運送事業法 3 条に違反する違法な業務とはいえず、その費用を請求することが公序良俗(民法 90 条)に反するとはいえないと判示した。

参照条文等:商法 512 条、貨物自動車運送事業法 3 条、民法 90 条

【6】山口家裁周南支部審判令和 3 年 3 月 29 日 判例時報 2527 号 80 頁

令和 2 年(家)第 5012 号・5029 号 特別縁故者に対する相続財産分与申立事件(認容(確定))

被相続人の叔父と従姉妹がそれぞれ特別縁故者に当たるとして相続財産の分与を申し立てた事案において(以下「特別縁故者に対する相続財産分与申立」を単に「申立」という)、申立後審判前に叔父が死亡し、同叔父の相続人らが手続を受継した。また、被相続人は伯父及びその家族とも親密な交流があったが、同伯父及びその家族は申立をしないまま民法 958 条の 3 第 2 項の期間を経過していたところ、従姉妹は伯父及びその妻との間で相続財産分与審判が確定することを停止条件とする贈与契約を締結した経緯があった。

本審判は、叔父が特別縁故者に当たることを認めた上で、申立後の死亡の場合、その相続人はその者の申立人としての地位を承継して財産の分与を求めうると解されるが、同財産分与は特別縁故者その人に対するものであっても家庭裁判所が「相当と認めるとき」(民法 958 条の 3 第 1 項)に限り行われるべきものであるから、申立後死亡した者が特別縁故者に該当する場合であっても、その相続人に相続財産を分与することの相当性は、被相続人と死亡した特別縁故者の相続人との間及び死亡した特別縁故者とその相続人との間の関係、申立後死亡した者が特別縁故者と認められる事情に対するその相続人のかかわりの有無、程度等の諸事情も勘案して判断することが相当であって、各相続人に分与する財産の割合を必ずしも法定相続分に従う必要性はないと判示し、叔父の相続人らに相続財産の一部をそれぞれ分与した。

また、本審判は、従姉妹についても特別縁故者であることを認めたが、停止条件付き贈与契約に関して、従姉妹が本審判で分与される財産を独り占めするのではなく、被相続人との関係が親密であった伯父らとも分かち合おうとしていることを示すから、分与の相当性をより基礎付けるものといえるが、伯父ら自身は期間内に申立をしていないから特別縁故者として相続財産分与を受ける余地のない者であり、停止条件付き贈与契約を結ぶことで従姉妹を介して申立期間の制限を超えて実質的に相続財産分与を受けることは申立期間の潜脱となって相当でないから、伯父らが期間内に申立をすれば分与を受けられたであろう財産の額を上乗せしたりすべきではないと判示した上で、従姉妹に対し相続財産の一部を分与した。

参照条文等:民法 958 条の 3

(商事法)

【7】大阪高判令和 4 年 2 月 10 日 金法 2195 号 45 頁

令和 4 年(ウ)第 176 号 仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却)

本件は、令和 4 年 1 月 26 日時点で上場会社 Y の発行済株式の 37.69%を保有する X が、同日開催の Y の取締役会決議に基づく第三者(上場会社)Z に対する普通株式 231 万株の本件新株発行(払込期日は同年 2 月 14 日)は、(1)有利発行に該当するから会社法 210 条 1 号の法定違反がある、(2)本件新株発行は Y の現

経営陣と X との間で会社支配権の争いが顕在化している中で X の持株比率を希釈化することを目的とするもので、著しく不公正な方法である(同条 2 号)旨主張して、本件新株発行の仮の差止めを求める仮処分申立てをしたところ、申立てを却下した原決定を不服として、X が即時抗告した事案である。

本決定は、原決定の理由説示を全面的に引用して、(1)有利発行の該当性について、本件新株発行の発行価額 359 円は取締役会決議の前日の終値であり、発行価額決定の直前の株価に近接した価格であることなどから、有利発行には該当しない、(2)本件新株発行が著しく不公正なものか否かについて、X と Y の現経営陣との間には会社支配権についての争いが存在していたが、X の持株比率や近時の Y の株主総会の参加率を考慮しても本件新株発行時点で X が Y の支配権を事実上取得していたとはいえないし、Y の現経営陣が支配権を喪失するに至る危険性が相当程度切迫したものであったとも認められず、本件新株発行が既存株主の持株比率を大幅に低下させ、Y の現経営陣の支配権を維持することを目的の 1 つとしたものであるとの疎明があるといえるものの、他方で、本件新株発行の前提となる YZ 間の資本業務提携は事業上の必要性があり、その具体的な用途も過大とは評価できず、資金調達の方法および割当予定先の選定も一定の合理性を有し、具体的な資金調達の必要性があると認められることからすると、X の持株比率を低下させ現経営陣の支配権を維持することが本件新株発行の主要な目的であるとの疎明があったとはいえず、上記申立てを却下した原決定は相当であると判示した。

参照条文等:会社法 210 条

【8】東京地判令和 3 年 12 月 16 日 判例タイムズ 1499 号 247 頁

令和 3 年(ワ)第 17988 号 会計帳簿閲覧謄写請求事件(請求棄却、確定)

株式会社である Y は、令和 3 年 5 月 17 日に Y グループとして新規不動産事業の設立等を宣言し、同年 7 月 30 日に東京都台東区所在の 11 階建て共同住宅を取得し賃貸事業を開始した。A は Y の設立者で昭和 41 年 10 月から令和 2 年 10 月まで概ね代表取締役の地位にあった。A は不動産の売買、賃貸業務等を目的とする株式会社 X の代表取締役であり、一人株主であったところ、X は Y の発行済株式総数の 100 分の 3 以上の数の株式を有しており、また、A は不動産の売買、交換、賃借等を目的とする株式会社 D の代表取締役でもあり、X は D の発行済株式総数の 66.7%の株式を保有している。X は Y に対し会社法 433 条 1 項に基づき会計帳簿等の閲覧及び謄写を求めたが、Y は同条 2 項 3 号の拒絶事由があると主張してこれを拒否した。

本判決は、同条 2 項 3 号の拒絶事由があるというためには当該株主が当該会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営む者であるなどの客観的事実が認められれば足りるとし、本件で Y は不動産事業を現に営んでいるところ、D の株式の 3 分の 2 以上を保有する X も D(代表取締役は、X の一人株主兼代表取締役である A である)と一体となって不動産事業を現に営んでいるものというべきであるとし、同条同項同号の拒絶事由があるとして X の請求を棄却した。

参照条文等:会社法 433 条 2 項 3 号

(知的財産)

【9】知財高裁 令和 4 年 7 月 20 日 裁判所 HP

平成 30 年(ネ)第 10077 号 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/418/091418_hanrei.pdf

発明の名称を「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」とする特許権を有する控訴人が、被控訴人らプログラムの生産等の差止め等の請求を棄却した原判決について、それを不服として控訴した事案であって、被控訴人ら各プログラムを米国内に存在するサーバから日本国内に所在するユーザに向けて配信する行為は特許法 2 条 3 項 1 号にいう「提供」に該当するとして、原判決を取り消した事案。

被控訴人ら各プログラムは、米国内に存在するサーバから日本国内に所在するユーザに向けて配信されるものと認められるから、被控訴人ら各プログラムに係る電気通信回線を通じた提供は、その一部が日本国外において行われるものである。そこで、本件においては、本件配信が準拠法である日本国特許法にいう「提供」に該当するか否かが問題となる。

我が国は、特許権について、いわゆる属地主義の原則を採用しており、これによれば、日本国の特許権は、日本国の領域内においてのみ効力を有するものである(最高裁平成 7 年(オ)第 1988 号同 9 年 7 月 1 日第三小法廷判決・民集 51 巻 6 号 2299 頁、前掲最高裁平成 14 年 9 月 26 日第一小法廷判決参照)ところ、特許発明の実施行為につき、形式的にはその全ての要素が日本国の領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、これに日本国の特許権の効力を及ぼしても、前記の属地主義には反しないと解される。

したがって、問題となる提供行為については、当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、当該提供が日本国の領域内に所在する顧客等に向けられたものか、当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発現しているかなどの諸事情を考慮し、当該提供が実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたものと評価し得るときは、日本国特許法にいう「提供」に該当すると解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件配信は、日本国の領域内に所在するユーザが被控訴人ら各サービスに係るウェブサイトアクセスすることにより開始され、完結されるものであって、本件配信につき日本国の領域外で行われる部分と日本国の領域内で行われる部分とを明確かつ容易に区別することは困難であるし、本件配信の制御は、日本国の領域内に所在するユーザによって行われるものであり、また、本件配信は、動画の視聴を欲する日本国の領域内に所在するユーザに向けられたものである。さらに、本件配信によって初めて、日本国の領域内に所在するユーザは、コメントを付すなどした本件発明に係る動画を視聴することができるのであって、本件配信により得られる本件発明の効果は、日本国の領域内において発現している。これらの事情に照らすと、本件配信は、その一部に日本国の領域外で行われる部分があるとしても、これを実質的かつ全体的に考察すれば、日本国の領域内で行われたものと評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信は、日本国特許法 2 条 3 項 1 号にいう「提供」に該当する。

参照条文等:特許法 2 条、68 条、100 条

【10】知財高裁 令和 4 年 9 月 21 日 裁判所 HP

令和 4 年(ネ)第 10052 号 特許権侵害に基づく損害賠償等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/429/091429_hanrei.pdf

発明の名称を「医薬」とする特許権を有する控訴人が、被控訴人に対する特許権侵害に基づく損害賠償の請求を棄却した原判決について、それを不服として控訴した事案であって、請求項に係る本件訂正により本件発明の進歩性欠如が解消されたということとはできないとして、本件控訴を棄却した事案。

本件訂正発明 6 は、固形製剤がコーティングされていることは特定されておらず、固形製剤又は成分(A)の粒子若しくは成分(A)を含む粒子がポリビニルアルコール又はセルロース誘導体をフィルム形成剤として含む材料の層でコーティングされている固形製剤を除くものであるのに対し、乙 12 発明は、固形製剤がカルボキシメチルセルロースナトリウム、グリセロール及び水からなる分散物でコーティングされている点で相違するが、乙 12 発明における「コーティング」は、酸化や環境湿度等に敏感なスタチン類(HMG-CoA レダクターゼ阻害剤)を保護し、これを安定化するために塗布される材料の層であるところ、従来から、固形医薬品の安定性を高める目的で保護コーティングが施され、その材料として様々なもの(ポリビニルアルコール又はセルロース誘導体ではないアミノアルキルメタアクリレートコポリマーE を含む。)が開発されていることが周知であり、特に、HMG-CoA 還元酵素阻害剤のコーティング材料として、カルメロース及びその塩、クロスポビドン等の崩壊剤

と共に、アミノアルキルメタアクリレートコポリマーE を用い得ることが知られていたものと認めることができる。

そうすると、乙 12 発明の「コーティング」の材料として、「カルボキシメチルセルロースナトリウム、グリセロール及び水からなる分散物」に代え、アミノアルキルメタアクリレートコポリマーE 等の「ポリビニルアルコール又はセルロース誘導体」を含まない周知のものを採用することは、乙 12 公報に接した本件出願日当時の当業者において適宜なし得たことであると認めるのが相当である。

また、本件訂正発明 6 は、アルカリ化物質を含まない固形製剤を除くものであるのに対し、乙 12 発明は、そのような固形製剤を除くものではない点で相違するが、本件訂正発明 6 の「アルカリ化物質を含まない固形製剤を除く」とは、「アルカリ化物質」を含む固形製剤とすることを意味するものと解されるどころ、乙 12 公報の記載によると、乙 12 発明において「アルカリ化物質」を含む固形製剤とすることは、本件出願日当時の当業者が容易になし得たことであると認めるのが相当である。

以上のとおりであるから、請求項 6 に係る本件訂正により、乙 12 発明に基づく本件発明 6 の進歩性欠如が解消されたということとはできない。

参照条文等:特許法 29 条 2 項、民法 709 条

【11】知財高判令和 4 年 9 月 28 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10038 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/423/091423_hanrei.pdf

被告は、「W.I.S.E.-CSI 300 China Tracker」の文字からなり、指定役務として第 36 類「証券投資信託受益証券の募集・売出し」等を指定する商標(本件商標)の商標権者であり、原告が本件商標について商標法 50 条 1 項の不使用取消審判を請求(本件審判請求)したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件商標の通常使用権者である楽天証券は、要証期間に日本国内において、不使用取消審判の請求に係る指定役務中、第 36 類「証券投資信託受益証券の募集・売出し」等に関する広告を内容とする情報に、本件商標と社会通念上同一の商標である使用商標を付して、自社のウェブサイト上で表示し、役務に関する広告を内容とする情報に標章を付して電磁的方法(インターネット)により提供する行為(商標法 2 条 3 項 8 号)をしていたものと認められる。

これに対し、原告は、①甲第 3 号証が本件審判請求の登録後の時点におけるウェブサイト画面を印刷したものであること、②楽天証券と被告が密接な関係にあることから、楽天証券のウェブサイトが要証期間内において甲第 3 号証に記載のウェブサイトのような態様で存在したとは限らない旨主張する。

しかし、要証期間内にも、同様の形態のウェブサイト画面が存在したものと推認することができること及び被告が楽天証券と結託して、楽天証券のウェブサイトをあえて改変したこと等を疑わせるに足りる事情もないことから、原告の主張は採用できない。

また、原告は、本件審決では、被告が楽天証券に対し本件商標を使用することについて黙示の許諾を与えている旨認定するが、大企業間において、まして、外国法人を一方当事者とする場合に、書面によらない契約が締結されることは考えられない旨主張する。

しかし、被告が販売会社である楽天証券を通じ投資信託を販売する場合において、楽天証券が本件商標と社会通念上同一の商標を使用することは当然に想定されることであり、これを禁止すれば投資信託の販売に支障を来すのであるから、個別の書面がなくても、被告による楽天証券に対する通常使用権の許諾は優に推認することができる。

以上のとおり、通常使用権者が、要証期間内に日本国内において、請求に係る使用役務について、本件商標と社会通念上同一の商標の使用をしていたことが証明されたとする本件審決の判断に誤りはない、として原告

の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 50 条 1 項、2 条 3 項 8 号

【12】東京地判令和 4 年 10 月 6 日 裁判所 HP

令和 2 年(ワ)第 3931 号 損害賠償請求事件 著作権 民事訴訟 (認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/457/091457_hanrei.pdf

原告が、被告に対し、被告が原告発行の新聞の記事をスキャンして画像データを作成しそれを社内イントラネット用の記録媒体に保存し、被告従業員が同イントラネットに接続して同画像データを閲覧できるようにしたことが、原告の複製権及び公衆送信権を侵害したことに当たるとして、損害賠償を求めた事案。

被告は、原告の許諾を受けることなく、原告が発行する新聞に掲載された記事のうちの一部の記事を切り抜くなどした上で、それをスキャンして記事の画像データを作成し、これを被告の事務所をネットワークで接続する社内イントラネット(本件イントラネット)の掲示板のための記録媒体に記録して、本件イントラネットに掲載したことにより、被告社員・役員は、パソコンを利用して本件イントラネットにアクセスして、掲載されていた新聞記事(本件新聞記事)を閲覧することができた。

そして、本件新聞記事は、事故に関する記事や、新しい機器やシステムの導入等の出来事に関する記事であるところ、そのうち、事故に関する記事については、相当量の情報について、読者に分かりやすく伝わるよう、順序等を整えて記載されるなどされており、表現上の工夫がされているし、それ以外の記事については、いずれも、当該記事のテーマに関する直接的な事実関係に加えて、当該テーマに関連する相当数の事項を適宜の順序、形式で記事に組み合わせるなどの表現上の工夫をして記事を作成しているから、本件新聞記事は、いずれも創作的な表現であり、著作物であると認められる。

そして、本件新聞記事は原告の発意に基づいて原告の従業員が職務上作成し、原告名義で公表されたことが認められ、原告が著作権者であると認められる(著作権法 15 条 1 項)。

以上から、被告が新聞の一部の記事を切り抜くなどした上で、その画像データを作成し、本件イントラネットによる送信用の記録媒体に記録して本件イントラネットに掲載したことは、本件新聞記事に対して有する原告の複製権及び公衆送信権を侵害したと認められる、として原告の請求は認容された。

参照条文等:著作権法 15 条 1 項、21 条、23 条、

(民事手続)

【13】最一判 令和 4 年 10 月 6 日 裁判所 HP

令和 2 年(受)第 1462 号 取立金請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/450/091450_hanrei.pdf

(裁判要旨)

マンション建替事業の施行者がマンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下、「円滑化法」という。)76 条 3 項に基づく補償金の供託義務を負う場合において、上記補償金の支払請求権に対する差押えの競合が生じたときは、上記施行者は同項及び民事執行法 156 条 2 項を根拠法条とする混合供託をしなければならない。

(理由)

円滑化法 76 条 3 項の趣旨は、この場合に施行者が補償金を直接上記目的物の所有者等に支払ってしまうと、上記抵当権者等が、事実上、上記補償金に対して物上代位権を行使することができなくなるおそれがあるので、原則として施行者に上記補償金の供託を義務付けることにより、抵当権者等を保護することにあるものと解される。このような趣旨に照らせば、上記の場合の同項に基づく供託義務は、差押えの競合が生じたとしても異なるものではないというべきである。

その一方で、円滑化法その他の法令において、施行者が円滑化法 76 条 3 項に基づく供託義務を負う場合に、民事執行法 156 条 2 項に基づく供託義務を負わない旨を定める規定は存しない。

参照条文等:マンションの建替え等の円滑化に関する法律 76 条 3 項、民事執行法 156 条 2 項

【14】最一決令和 4 年 10 月 6 日 裁判所 HP

令和 3 年(許)第 16 号 財産開示手続実施決定に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/091456_hanrei.pdf

(裁判要旨)

民事執行法(以下、「法」という。)197 条 1 項 2 号に該当する事由があるとしてされた財産開示手続の実施決定に対する執行抗告において請求債権の不存在又は消滅を執行抗告の理由とすることはできない。

(理由)

法には、実体上の事由に基づいて強制執行の不許を求めるための手続として、請求異議の訴えが設けられているところ、請求債権の存否は請求異議の訴えによって判断されるべきものであって、執行裁判所が強制執行の手続においてその存否を考慮することは予定されておらず、このことは、強制執行の準備として行われる財産開示手続においても異ならないというべきである。

債務者は、請求異議の訴え又は請求異議の訴えに係る執行停止の裁判の手続において請求債権の不存在又は消滅を主張し、法 39 条 1 項 1 号、7 号等に掲げる文書を執行裁判所に提出することにより、財産開示手続の停止又は取消しを求めることができるのであり(法 203 条において準用する法 39 条 1 項及び 40 条 1 項)、法 203 条が法 35 条を準用していないことは、上記事由があるとしてされた財産開示手続の実施決定に対する執行抗告において、債務者が請求債権の不存在又は消滅を主張することができる根拠となるものではない。

参照条文等:民事執行法 197 条 1 項 2 号

【15】大阪高決令和 3 年 8 月 2 日 判例タイムズ 1499 号 95 頁

令和 3 年(ラ)第 744 号 間接強制決定に対する執行抗告事件(原決定取消、却下、確定)

XY 間で令和 2 年 12 月に X が監護する長女(平成 21 年生)長男(平成 24 年生)と Y とを毎月第 3 土曜日の午前 10 時から午後 6 時まで面会交流させる内容の調停が成立したところ、Y は X がこれを履行しないとして、面会交流及び不履行 1 回につき 10 万円の支払を求めて間接強制の申立をした。

原審は面会交流をさせるよう命じるとともに不履行について未成年者 1 人当たり 1 回 4 万円を支払うよう命じる決定をしたため、X は執行抗告をした。

本決定は、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえて代替としてビデオ通話の方法により長男との交流が実施されており、実際に何らの面会交流も実施されなかったのは緊急事態宣言発令下の 1 回のみであること、X は Y の申し入れを受けて Y が長男長女と直接会ってクリスマスプレゼント等を手渡しして交流する機会をもうけていること等から、X に調停条項に定める面会交流させる義務の不履行があったと評価することは極めて酷であり、間接強制を認めることは過酷執行に当たり権利の濫用として許されないとし、原決定を取り消し、Y の申立を却下した。

参照条文等:民法 766 条 1 項、家事事件手続法 268 条 1 項、民事執行法 172 条 1 項

(公法)

【16】福岡高判令和 3 年 2 月 10 日 判例時報 2526 号 50 頁

令和 1 年(ネ)第 108 号 損害賠償請求控訴事件 変更・請求一部認容(確定)

本件は、Y 市立 A 中学校に通っていた生徒 X1 が適応障害と診断され、部活動(吹奏楽部)での練習の負担軽減等の配慮を求めたにもかかわらず、本件中学校の教諭らによる配慮義務違反等により心身症や PTSD を発症し、転校を余儀なくされるなどして精神的苦痛を被ったとして、X1 とその両親 X2 及び X3 が、Y に対し、国家賠償法又は債務不履行に基づく損害賠償(X1 は慰謝料 500 万及び弁護士費用 50 万、X2 は慰謝料 100 万、経済的損失 100 万及び弁護士費用 20 万、X3 は慰謝料 100 万、弁護士費用 10 万をそれぞれ請求した)を求めた事案であり、原審は、教諭らに配慮義務違反等の違法行為があったとは認められないとして、Xらの請求をいずれも棄却したため、Xらが控訴したものである。

本判決は、X1 が適応障害の治療を継続中であることや診断書に従った練習負担の軽減が必要であることに配慮した対応を継続すべき義務があったにもかかわらず、軽減措置を継続せず、X1 に心身の負担をかけて精神疾患を悪化させたとして、教諭らに配慮義務違反の違法行為があったと認定し、X1 に対する慰謝料等として 55 万円の支払を命じたが、教諭らの配慮義務違反と両親の精神的苦痛との間に相当因果関係はなく、転校のための転居や X2 の退職に伴う経済的損失は、配慮義務違反により通常生ずるものとはいえないとして、X2 及び X3 の請求はいずれも棄却した。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、民法(平成 29 年法律第 44 号改正前)415 条前段

【17】東京地判令和 2 年 1 月 30 日 判例タイムズ 1499 号 176 頁

平成 29 年(行ウ)第 371 号 法人税更正処分等取消請求事件(請求棄却、確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/549/089549_hanrei.pdf

自動車の輸出入を目的とする内国法人である株式会社 X は、代表取締役 A が一人株主であり業務全般を指揮していた。X が A に対し支給した役員給与の全額を損金の額に算入して法人税及び復興特別法人税の確定申告をしたところ、所轄税務署長から、法人税法(平成 28 年法律第 15 号改正前)34 条 2 項の「不相当に高額な部分」があるとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、X はその取消しを求めた。

本判決は、A の職務内容が一般的に想定される範囲内にとどまること、X の収益や使用人に対する給与が横ばいしないしは減少傾向にある中で A の役員給与がこれに逆行して急増し営業利益を圧迫しており(営業利益約 730 万円に対し役員給与は 5 億 200 万円)、その額及び増加率が不自然であること、同業類似法人の役員給与の最高額と比較して合理的な範囲を超える較差があること(約 4 倍ないし約 10 倍)等の事情からすると、課税の公平は著しく害されており、「不相当に高額な部分」があることは明らかであるとし、その部分の金額は、X の売上げを得るために A が果たした職責、業績が相当高い水準にあったとことを認めた上で、同業類似法人の役員給与の最高額を超える部分がこれにあたるとして、X の請求を棄却した。

参照条文等:法人税法(平成 28 年法律第 15 号改正前)34 条 2 項、法人税法施行令(平成 29 年政令 106 号改正前)70 条 1 号

【18】東京地判令和 3 年 11 月 24 日 判例時報 2527 号 45 頁

令和元年(行ウ)第 299 号 退去強制令書発付処分撤回義務付け等請求事件(一部却下、一部認容、一部棄却(控訴))

スリランカ国籍の父、モンゴル国籍の母、これらの国の二重国籍の 3 人の子らが、同人らに対する法務大臣等による出入国管理及び難民認定法 49 条 1 項に基づく異議の申出に理由がない旨の裁決(本件裁決)を受けたことにつき、その取消請求棄却判決確定後に、本件裁決後の事情(相当長期間にわたって違法な在留を継続してきた結果、事実上、日本社会との定着の程度を強めてきたことなど)を考慮すれば、在留特別許可がされるべきであるなどと主張して、法務大臣等に対して本件裁決の撤回及び在留特別許可の義務付け等を求めて提訴した事案。

裁判所は、適法にされた裁決をその後に生じた事情により将来に向かって撤回するという行為の性質上、在留特別許可をするか否かの判断よりも更に広範な法務大臣等の裁量に委ねられており、法務大臣等がその裁量権の範囲逸脱又は濫用と評価されるのは、当該裁決後に生じた事情を基礎として、当該外国人の本邦に在留する利益の要保護性の程度に顕著な事情の変化が生じたため、法務大臣等において当該裁決をした判断を維持することが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかとなるに至った場合に限られるというべきと判示した上で、子らの在留の利益が両親の違法な在留の継続を前提としない自立した個人の利益として評価することができるに至った場合には、それ以降の子らの在留の利益は従前のそれとは質的に異なる側面を有するものとして、従前の在留の違法性ゆえにその要保護性を大幅に減じられることはないと判示した。

そのうえで、子らのうち長女(大学生 1 年生)と二女(高校 2 年生)について、親元を離れて本邦において自立的な社会生活を送ることを期待することができるから、同人らの在留の利益は両親の違法な在留の継続を前提としない自立した個人の利益として評価することができるに至ったといえ、要保護性の程度に顕著な事情の変化が生じたと言えるとして、本件裁決を撤回せず、在留特別許可をしなかったことが裁量権の範囲逸脱又は濫用したものであるとし、本件裁決撤回と在留特別許可をするよう命じた。一方で、三女(中学 2 年生)については、義務教育課程を修了しておらず、親元を離れて生活することが困難で、両親の違法な在留の継続を前提としない自立した個人の利益として評価することができるに至ったといえないとして、顕著な事情の変化の発生を認めず、両親同様にその請求を認めなかった。

参照条文等:出入国管理及び難民認定法 49 条 1 項・3 項、50 条 1 項、行政事件訴訟法 3 条 4 項、37 条の 2 第 5 項

(紹介済み判例)

東京地判令和 3 年 1 月 26 日 判例時報 2527 号 60 頁

令和元年(ワ)第 35172 号 金銭支払請求事件(棄却(控訴))

→法務速報 246 号 6 番にて紹介済み

最一小決令和 3 年 3 月 29 日 金法 2194 号 87 頁

令和 2 年(許)第 14 号 子の監護に関する処分(監護者指定)審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件〔破棄自判〕

→法務速報 240 号 2 番にて紹介済み

最一決令和 3 年 5 月 12 日 判例タイムズ 1499 号 82 頁

令和 2 年(あ)第 343 号 準強姦被告事件(上告棄却)

→法務速報 241 号 21 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/293/090293_hanrei.pdf

東京地判令和 3 年 6 月 21 日 判例タイムズ 1499 号 141 頁

令和元年(行ウ)第 634 号 助成金不交付決定処分取消請求事件(認容、控訴(後取消自判))

→法務速報 253 号 18 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/687/090687_hanrei.pdf

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/512/090512_hanrei.pdf

最三令和 3 年 7 月 30 日 判例時報 2526 号 101 頁

令和 2 年(あ)第 1763 号 覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の

確保等に関する法律違反被告事件 破棄差戻

→法務速報 244 号 14 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/502/090502_hanrei.pdf

最一判令和 4 年 1 月 20 日 判例タイムズ 1499 号 75 頁

令和 2 年(あ)第 457 号 不正指令電磁的記録保管被告事件(破棄自判)

→法務速報 250 号 15 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/869/090869_hanrei.pdf

最三判令和 4 年 4 月 12 日 判例タイムズ 1499 号 71 頁

令和 3 年(受)第 919 号 共有持分権確認請求事件(破棄差戻)

→法務速報 252 号 13 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/095/091095_hanrei.pdf

最三判令和 4 年 4 月 19 日 判例タイムズ 1499 号 65 頁

令和 2 年(行ヒ)第 283 号 相続税更正処分等取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 252 号 17 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/105/091105_hanrei.pdf

2. 令和 4 年(2022 年)10 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 10 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

西口 元 金光寛之 中尾美智子 平林敬語 霜垣慎治／著 学陽書房 191 頁 3,740 円

改正民法による相隣関係の実務

中込一洋／著 新日本法規 313 頁 4,730 円

数次相続・代襲相続をめぐる実務 相続人・相続分の確定

関哉直人 野口彩子／著 新日本法規 306 頁 4,290 円

令和 3 年民法・不動産登記法改正対応 「問題不動産」相続後の実務 共有・現況・隣地等をめぐる法律・登記・税務

弁護士法人 Y&P 法律事務所 税理士法人山田&パートナーズ／著 日本法令 359 頁 2,750 円

配偶者居住権の法務と税務 Q&A

近藤ルミ子 西口 元／編著 永嶋久美子 中溝明子 山本佳子／著 学陽書房 264 頁 4,180 円
裁判官・調査官はここを見る！ 親権・監護権の弁護士実務★

司法研修所／編 法曹会 200 頁 2,450 円

民事第一審訴訟における判決書に関する研究 現在に至るまでの整理と更なる創意工夫に向けて

4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

河瀬 季／著 日本加除出版 257 頁 3,190 円

Q&A 実務家のための YouTube 法務の手引き

狩倉博之 杉原弘康 中野智仁／著 学陽書房 232 頁 3,850 円

使用者側代理人の解雇・雇止め紛争の実務対応

関東弁護士会連合会 法曹倫理教育に関する委員会／編著 第一法規 197 頁 3,300 円

不祥事事例の分析だけでは身につかない！ 弁護士が説く弁護士の押さえておくべき法曹三者の倫理★

山本和義／著 大蔵財務協会 208 頁 2,200 円

相続実務に影響のある税法以外の改正のポイント

5. 発刊書籍<解説>

「裁判官・調査官はここを見る！ 親権・監護権の弁護士実務」

裁判官、弁護士、調査官のそれぞれの視点から、両親の離婚における子の親権者・監護権者の指定や変更の手続の実態が分かりやすく解説されており、手続の内容やポイントがイメージできる。具体的な道筋を依頼者に説明する際にも参考になる本である。

「不祥事事例の分析だけでは身につかない！ 弁護士が説く弁護士の押さえておくべき法曹三者の倫理」

弁護士倫理だけでなく、検察官、裁判官の倫理も触れられているところが特徴である。法曹三者の倫理を体系的に、かつ興味をもって読み進められるよう解説されている。若手はもちろん、経験を積んだ弁護士にとっても、日頃の活動を倫理面から見直す際に有用な本である。